

## ■議案第18号 四万十町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について

### 【要旨】

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「平成26年整備法」という。）第6条の規定による介護保険法（平成9年法律第123号）の改正（平成30年4月1日施行分）により、指定居宅介護支援事業者の指定等は、同日以降、市町村が実施することとされています。

指定居宅介護支援事業者の指定等は、これまで、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）に基づき、高知県条例により運用してきましたが、平成26年整備法が施行されることにより市町村で条例を定める必要が生じたため、本条例を制定するものです。

### 【施行期日】

平成30年4月1日

### 【根拠法令】

介護保険法（抜粋）

（特例居宅介護サービス計画費の支給）

第47条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要介護被保険者に対し、特例居宅介護サービス計画費を支給する。

（1） 居宅要介護被保険者が、指定居宅介護支援以外の居宅介護支援又はこれに相当するサービス（指定居宅介護支援の事業に係る第81条第1項の市町村の条例で定める員数及び同条第2項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準のうち、当該市町村の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当居宅介護支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

（2）・（3） 略

2～5 略

（指定居宅介護支援事業者の指定）

第79条 第46条第1項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、居宅介護支援事業を行う者の申請により、居宅介護支援事業を行う事業所（以下この節において単に「事業所」という。）ごとに行う。

2 市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第46条第1項の指定をしてはならない。

（1） 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。

（2）～（9） 略

3 略

第81条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める員数の介護支援専門員を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

3～6 略